

◎佐賀県条例第31号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号(5)中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第3項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。）現在における</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号(5)中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定</p>

改正前	改正後
<p>資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第3項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</p> <p>4・5 略</p>

第46条の15中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.1</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の4.6</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.7</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>								
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>								
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>								

改正前	改正後				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 276 891 375">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td data-bbox="891 276 1099 375"><u>100分の6</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 276 1809 375">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td data-bbox="1809 276 2018 375"><u>100分の4.8</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>				
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>				
<p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 略 (地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第56条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、法第72条の77第2号に規定する譲渡割（以下「譲渡割」という。）によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物につ</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の4.8</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 略 (地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第56条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が<u>全て</u>免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、法第72条の77第2号に規定する譲渡割（以下「譲渡割」という。）によって、法第72条の78第1項に規定する</p>				

改正前	改正後
<p>いては、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、法第72条の77第3号に規定する貨物割（以下「貨物割」という。）によって課する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 （個人の県民税の配当控除）</p> <p>第5条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分</p>	<p>課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、法第72条の77第3号に規定する貨物割（以下「貨物割」という。）によって課する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 （個人の県民税の配当控除）</p> <p>第5条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、<u>金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）</u>又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、<u>金銭の分配</u>又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資</p>

改正前	改正後
<p>配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読</p>	<p>信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、<u>金銭の分配</u>又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から<u>第10条の5の4</u>まで及び第10</p>

改正前	改正後
<p>み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2から第10条の5の5まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第14条の3 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ウの表中「<u>100分の3.1</u>」とあるのは「<u>100分の1.6</u>」と、「<u>100分の4.6</u>」とあるのは「<u>100分の2.3</u>」と、「<u>100分の6</u>」とあるのは「<u>100分の3.1</u>」と、同項第2号の表中「<u>100分の5</u>」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号の表中「<u>100分の5</u>」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「<u>100分の7.3</u>」とあるのは「<u>100分の5.1</u>」と、「<u>100分の9.6</u>」とあるのは「<u>100分の6.7</u>」と、同条第2項中「<u>100分の1.3</u>」とあるのは「<u>100分の0.9</u>」と、同条第3項第1号ウ中「<u>100分の6</u>」とあるのは「<u>100分の3.1</u>」と、同項第2号中「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号中「<u>100分の9.6</u>」とあるのは「<u>100分の6.7</u>」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、「<u>100分の7.9</u>」とあるのは「<u>100分の5.5</u>」とする。</p> <p><u>（たばこ税の税率の特例）</u></p>	<p>条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第14条の3 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ウの表中「<u>100分の2.5</u>」とあるのは「<u>100分の0.9</u>」と、「<u>100分の3.7</u>」とあるのは「<u>100分の1.4</u>」と、「<u>100分の4.8</u>」とあるのは「<u>100分の1.9</u>」と、同項第2号の表中「<u>100分の5</u>」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号の表中「<u>100分の5</u>」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「<u>100分の7.3</u>」とあるのは「<u>100分の5.1</u>」と、「<u>100分の9.6</u>」とあるのは「<u>100分の6.7</u>」と、同条第2項中「<u>100分の1.3</u>」とあるのは「<u>100分の0.9</u>」と、同条第3項第1号ウ中「<u>100分の4.8</u>」とあるのは「<u>100分の1.9</u>」と、同項第2号中「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号中「<u>100分の9.6</u>」とあるのは「<u>100分の6.7</u>」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、「<u>100分の7.9</u>」とあるのは「<u>100分の5.5</u>」とする。</p>

改正前	改正後
<p>第17条の4 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第72条の2の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。</p>	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の2の改正規定及び附則第4条の規定 平成27年10月1日
- (2) 第31条、第46条の15及び附則第5条の改正規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 附則第5条の5の改正規定及び附則第2条第3項の規定 平成29年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）第31条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第46条の15の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5条の5の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第47条の2第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従

い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この条において同じ。)で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第1項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得に平成28年3月31日現在におけるこの条例による改正前の佐賀県税条例(以下「旧条例」という。)附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号に規定する税率を乗じて得た額の合計額(次項において「旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額」という。)を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべき事業税額(以下この条において「事業税額」という。)から控除するものとする。

3 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円を除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第3項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得に平成28年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号に規定する税率を乗じて得た額の合計額(次項において「旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額」という。)を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

5 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円を除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

第4条 新条例第56条の2の規定は、平成27年10月1日以後に事業者が行う特定課税仕入れに係る地方消費税について適用する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条の4に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たば

こ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第72条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 施行日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

3 施行日前に旧条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第72条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第70条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

4 前項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項に規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第72条から第72条の3まで及び第72条の5から第72条の7までの規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第72条の7の2中「第72条の5第1項から第3項まで」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第4項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えるものとする。

5 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第3項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第72条の6の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

6 平成29年4月1日前に新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第72条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第6項」と、「附則第12条第4項」とあるのは「附則第12条第10項の規定により読み替えて準用する同条第4項」と、「平成28年5月

- 2日」とあるのは「平成29年5月1日」と、第5項中「第3項」とあるのは「第6項」と読み替えるものとする。
- 8 平成30年4月1日前に新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。
- 9 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第8項」と、「附則第12条第4項」とあるのは「附則第12条第12項の規定により読み替えて準用する同条第4項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成30年5月1日」と、第5項中「第3項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 平成31年4月1日前に新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。
- 11 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第10項」と、「附則第12条第4項」とあるのは「附則第12条第14項の規定により読み替えて準用する同条第4項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成31年4月30日」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項」と読み替えるものとする。